

勝山市広報

(選舉特集第3号)

昭和30年4月1日発行

福井県勝山市役所広報企画課



よい政治は
公明選挙から

右の事項に該当される人は
昭和三十年四月十日から四月十三日まで
の間に印鑑持参の上巻役所または各
支所の受付において申請へ用紙は市役
所及び各支所にありますとして下さい。
選舉事務は期間中であれば、日曜や祭
日を問わず午前八時三十分から、午後
五時まで受付して下さい。お忘れ
なく手続きをとつて下さい。

併し右事項に該当し前の衆、参院院
議員の補充選挙人名簿に登録された
者を除く。

右の事項に該当される人は
昭和三十年四月十日から四月十三日ま
での間に印鑑持参の上巻役所または各
支所の受付において申請へ用紙は市役
所及び各支所にありますとして下さい。
選舉事務は期間中であれば、日曜や祭
日を問わず午前八時三十分から、午後
五時まで受付して下さい。お忘れ
なく手続きをとつて下さい。

答 そうですね。あなたの場合はと基本
選挙人名簿は鹿谷投票区になつていま
すからお仰せのとおりです。但しこの
基本選挙人名簿は毎年九月十五日現在
で調整することになりますので、十二月十日までは同一市内に住んで居
られるのですから、名簿登載の変更は
できることになります。但しこの
私は前の選挙のとき補充名簿に登録
したのですが、入場券の配付が普通の
人より遅れたのは何故でしょうか。

二、昭和九年十二月二十二日から昭和十
四年四月十一日までに生れた者で昭和三
十年一月十日以降引続き勝山市内に住
居している者。

三、昭和二十九年六月十六日から昭和三
十年一月十日までに他市町村より市内
に住居を移転し引き続き住居を有する者

四、その他新たに日本国民となつた者及
び欠格事項に該当しなかつた者。

併し右事項に該当し前の衆、参院院
議員の補充選挙人名簿に登録された
者を除く。

4月23日
☆ 県
知
議
会
議
員
事
選挙投票日

★ 県教育委員会委員補欠

補充選挙人名簿に登録申請をすること
ができる方は次のとおりです。
一、基本選挙人名簿に登載されるべき者
で載つていない者。

補充選挙人名簿の 登録申請

来る四月二十二日は県知事、県議会議
員、県教育委員会委員補欠選挙の三つの
選挙が同時に行われることになりました。
そこで選挙の都度、最も重要な問題に
ありますとの、折角選挙権を有しておら
れながら、原簿に載つていなかつたり、
或は申請期間内に申請されなかつたので
た方もおありのようでしたので、重ねて
お知らせすることにします。

来る四月二十二日は県知事、県議会議
員、県教育委員会委員補欠選挙の三つの
選挙が同時に行われることになりました。
そこで選挙の都度、最も重要な問題に
ありますとの、折角選挙権を有しておら
れながら、原簿に載つていなかつたり、
或は申請期間内に申請されなかつたので
た方もおありのようでしたので、重ねて
お知らせすることにします。

なあこれに関連し最近係に對し次のように
な問合がありましたので、有識者の皆さ
んへの御参考に供したいと思います。
問 私は今年成人になつたのですが成
人になつた者で選挙権を有するようにな
つた人に對してはその旨を選挙管理し
委員会から通知して頂けないものでし
ょうか。

答 补充名簿はあくまでもあなたの申出
によつて作製されるものですから、必出
揚げてきましたが選挙権がありますか
海外引揚者の方は当市内に三ヶ月の
住所を引続ぎ有していなくとも特別に
選挙権がありますから、期間内に補充
名簿の登録申請をして下さい。

問 私は昨年の十二月鹿谷がら北郷へ嫁
に来たのですが、北郷町の補充選挙
人名簿に登録することができる
とができますか。

答 それはできません。公職選挙法
第二十六条によれば、公職選挙
人名簿に登録することができ
ません。なぜなら公職選挙
人名簿は鹿谷投票区になつていま
すからお仰せのとおりです。但しこの
基本選挙人名簿は毎年九月十五日現在
で調整することになりますので、十二月十日ま
では同一市内に住んで居
られるのですから、名簿登載の変更は
できることになります。但しこの
私は前の選挙のとき補充名簿に登録
したのですが、入場券の配付が普通の
人より遅れたのは何故でしょうか。

答 それは補充選舉人名簿が確定してからになりますので今度の場合ですと、四月二十一日に確定することになりますから、それ以後になりますので遅れる

わけですから御承知下さい。私は福井市佐賀枝下町に長い間住んでいましたが、都市計画法により強制立ち退きを命ぜられ、勝山市に三月十五日に引越してきましたが、今度の選舉権はあるでしょうか。

答 公職選舉法に三ヶ月以上市町村に住所を有していた者で、天災事変などにより他の市町村に住居を移した者は特別に選舉権を有する旨の規定がありますので、あなたの場合は、この規定にある天災事変つまり風水害、地震、火事などによって住居が移されたわけではないのですか、都市計画法による強制立ち退きはこの天災事変などの中に含まれると解されますので、選舉権はあります。もつと詳しく申し上げますとこの規定は、自己の意志によらずして住居を移転した者という趣旨ですからこのように解してもいいでしょう。あなたも期間内に補充選舉人名簿に登録申請ができますから必ずその手続きをとつて下さい。

問 私は窃盜罪を犯し執行猶予中の者ですが選舉権はないのでしょうかね。

答 いや、あります。執行猶予中の者で選舉権がない者は、原則として法律の定むるところによく新聞に連座訴訟とかなんとか書いてあるのですが、あれはどういう意味ですか。

答 連座は本来或る人が罪を犯すとその刑事責任が他にも及ぶ場合をいいますが、わかり易く申しますと、選舉運動の統括主宰を一般に総裁謀といいますねこの人や出納責任者が或る罪を犯しその刑が確定してからこれを理由として当選人の当選無効訴訟を提起人または候補者が提起し、その結果裁判所で当選は

無効だという判決が確定して始めて当選無効となるわけです。

問 私は今春から東京の大学に入學するため四月八日に上京する

のですが、そうしますと四月二十三日の選舉はできないことにありますので、どうしたらいいでしょうか。

答 そんな時は不在者投票といふ

の場合は上京する前に不在者投票の手続きをとれば選舉前でも投票ができます。なおこの手続きは選舉告示があつた日から選舉期日の前日まで出来ます。御参考までにどういう人が不在者投票の制度を利用できるかについて説明してみると

① 選舉人が投票当日その属する投票区のある都市外に職務に従事中である者。

② やむを得ない用務または事務のためその属する投票区のある都市外に旅行または滞在中の者。

③ 病気、負傷、妊娠、不具のため歩くことが著しく困難な者。

などとなっていますから、これに該当される方は市の選舉管理委員会で手続をとつて下さい。今度は三つの選舉が一度に同じ日に行われるのですが、投票用紙に何かの区別がしてあるのですか。

◆選舉運動のしおり

◎選舉運動

選舉運動は立候補届出がなくてはできませんが、たゞ単に立候補及び選舉運動のための準備行為、例えば届出前に関係者が集つて選舉運動の事務打合せや、応援弁士の内交渉、立看板、ポスターの作成などは事前運動とならないからできるだけです。しかしこれに合せて投票依頼は絶対できません。

◎速呼行為

今度の改正法により速呼行為は禁止され、ただ演説会場、街頭演説の場合においてのみできるわけです。

◆戸別訪問

選舉に關し投票を得、若しくは得しめ、または得させない目的で

計画的に戸別に選舉人の住居を訪問することはできません。

このほか選舉運動のため今度は戸毎に知らせて歩いたり、特定の候補者の名前や政治団体の名称を言い歩く行為は戸別訪問となり禁止されています。

◆選舉運動のできない者

選舉事務関係者、成年未達しない者、学校の先生、公務員等であります。

明るい選挙は

正しい選挙から

は間違いのない有効な投票をして下さいますようお願いしておきます。

問 僕は中学生ですが社会科の勉強のため、勝山市に於けるこの前の選舉の投票率を調べたいのですが教えて下さい。

答 はい、勝山市の有権者は二万八百三十三人で、衆議院議員の選舉のときは八三%（男八八・四%、女七八・四%）。参議院議員はやゝ低調で六八・六%（男七二・三%、女六五・四%）となっています。こうみますと女の有権者の方は一寸考えられてもいいのではないかと